



公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成20年6月9日

長野県知事 村井 仁

- 1 申請のあった年月日
平成20年5月23日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人 J A P A N スポーツアカデミー
- 3 代表者の氏名
伊藤 優津樹
- 4 主たる事務所の所在地
佐久市中込3465番地6
- 5 定款に記載された目的

この法人は、サッカーを中心としたスポーツを通し、青少年に対して、スポーツの普及振興を図り、青少年の健全な心身の発達、育成等に関する事業を行う。また老若男女に対してのスポーツ文化の振興、発展、交流、環境整備に関する事業を行い地域コミュニティの活性化に寄与することを目的とする。

生活文化課 N P O 活動推進室

公告

行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第42条第3項の規定により、次のとおり公示送達します。

平成20年6月9日

長野県知事 村井 仁

- 1 送達を受けるべき者の住所及び氏名
 - (1) 住 所 不明
 - (2) 審査請求人 小 森 麗 子

2 送達事項

平成14年12月9日付けで提起のありました審査請求について、長野県知事が、平成20年5月12日裁決した裁決書の謄本1通を長野県総務部市町村課に保管し、いつでもこれを交付しますので、出頭の上、受領してください。

受領しないときは、平成20年6月24日の終了をもってその書類の送達があったものとみなされます。

市町村課

公告

平成20年度長野県介護支援専門員実務研修受講試験を次のとおり行います。

平成20年6月9日

長野県知事 村井 仁

- 1 試験日時
平成20年10月19日（日） 午前10時から12時まで
ただし、試験の終了時刻は、受験資格要件等により異なる場合があります。
- 2 試験会場
試験地は次のとおりとします。
試験会場は、受験者の希望を勘案し、受験申込書受付時に調整を行い、受験票に記載して通知します。
なお、受験人数の都合により下記の試験会場以外の会場となる場合があります。

試験地	試験会場
長野市	長野経済短期大学
松本市	看護総合センターながの
塩尻市	塩尻志学館高等学校
東御市	東御清翔高等学校
下伊那郡 松川町	松川高等学校

(注) 試験地「松本市」の「看護総合センターながの」の試験会場は、法定資格取得者のうち医療系2（4試験の方法等、(3)法定資格取得者の一部解答免除のイ（医療系2）参照）に該当する者以外は、希望することができません。

- 3 受験資格
次の(1)勤務地等及び(2)実務経験等の要件を満たすこと。
 - (1) 勤務地等
受験申込書を提出する時点において、次のア、イのいずれかに該当する者
ア (2)実務経験等に係る業務に現在従事している場合は、勤務地が長野県内にある者
イ (2)実務経験等に係る業務に現在従事していない場合（無職を含む）は、住所地（住民票）が長野県内にある者
 - (2) 実務経験等
介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第113条の2の各号に掲げる実務経験を有する者
詳しくは、この試験の「受験案内」を参照してください。
- 4 試験の方法
 - (1) 出題方式
五肢複択方式による筆記試験とします。
 - (2) 出題数、試験時間

区 分	問題数	試験時間
介護支援分野	25問	120分
保健医療福祉サービス分野	15問	
	5問	

	○福祉サービスの知識等	15問
合計		60問

(3) 法定資格取得者の一部解答免除

法定資格取得者については、次のとおり一部解答を一律免除します。

試験時間は、2時間から免除された問題1問につき2分を差し引いた時間とします。

出題範囲等 資格取得区分	問題数 (60問)	介護支援分野 (25問)	保健医療福祉サービス分野		
			保健医療サービスの知識等		福祉サービスの知識等 (15問)
			基礎 (15問)	総合 (5問)	
ア (医療系1) 医師、歯科医師	40問	受験	免除	免除	受験
イ (医療系2) 薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、栄養士(管理栄養士を含む)	45問	受験	免除	受験	受験
ウ (福祉系) 社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士	45問	受験	受験	受験	免除

※ ア、イ及びウの区分を超えて複数の法定資格を取得している場合

ア、イ、ウ 又は ア、ウ	25問	受験	免除	免除	免除
イ、ウ	30問	受験	免除	受験	免除

5 身体障害者などへの受験特別措置について

身体に障害等がある受験者には、本人の申し出により、受験に際して、解答方法、試験時間等の特別措置を行います。該当する場合には、受験申込書の他に身体障害者等受験特別措置申請書を提出してください。

6 受験申込方法

(1) 受験案内、受験申込書等の入手方法

平成20年6月23日(月)以降に、長野県社会部長寿福祉課、地方事務所福祉課及び長野県内の保健所で配布します。

なお、郵送により配布を希望する場合は、封筒の表面に「介護支援専門員実務研修受講試験受験案内請求」と朱書きし、240円切手をはった宛先明記の角形2号の返信用封筒を同封のうえ、長野県社会部長寿福祉課(県庁専用郵便番号:380-8570)に請求してください。

(2) 申込方法

受験案内に添付されている専用封筒を使用し、次の書類を郵送(簡易書留)により長野県社会部長寿福祉課に提出してください。

ア 必ず提出が必要となる書類

- (7) 受験申込書(受験案内に添付)
- (4) 実務経験(見込)証明書(受験案内に添付)

実務経験の期間は、試験日の前日(10月18日(土))まで通算することができます。

受験申込時点で必要実務経験期間を満たさない者は、実務経験見込証明書を提出してください。この場合は、平成20年10月24日(金)までに実務経験証明書を提出してください。

なお、平成19年度の長野県介護支援専門員実務研修受講試験受験申込書に、受験資格を満たすことの証明となる実務経験証明書を添付して受理された者は、特例として実務経験証明書の提出を省略することができます。

(ウ) 在職証明書又は住民票

受験申込書を提出する時点において、受験資格に係る業務に従事している者は在職証明書(受験案内に添付)を、無職又は受験資格に係る業務に従事していない者は住民票を提出してください。

イ 受験資格要件等によって提出が必要となる書類

(7) 法定資格取得者の場合

法定資格の取得が証明できる書類(免許・登録証等)の写し

(4) 社会福祉主事任用資格等を有することを要件とする者の場合

社会福祉主事任用資格を有することを証明する書類、介護職員基礎研修課程修了証書等の写し又は訪問介護員養成研修2級課程(これに相当する研修を含む。)修了証書等の写し、社会福祉施設長資格認定講習会(これに相当する研修を含む。)の修了証書等の写し

(ウ) ボランティア等の公的サービス以外のサービスを行う団体において介護等の業務に従事している者の場合

当該団体の概要(市町村ボランティアセンター等に登録されている団体については、その旨を証明する書類及び当該団体の概要)

(エ) 国が定めるサービス指針(ガイドライン)を満たす民間事業者において相談援助業務に従事している者の場合

確認証明書(該当する者は、長野県社会部長寿福祉課まで申し出てください。)

ウ その他の理由により提出が必要となる書類

(7) 実務経験証明書の証明を行う者と受験申込者が同一の場合

開業許可書、認可書、届出書、業務委託契約書等の書類の写し

(4) 個人契約で、個人の家庭において介護業務に従事した家政婦の場合

契約書及び業務日誌の写し

(ウ) (7)以外で、証明を行う者と受験申込者が同一の場合

証明内容を客観的に証明できる書類

(エ) 受験申込書の氏名と免許等の氏名が異なる者の場合

戸籍抄本

(3) 試験手数料

試験手数料(8,500円)は、長野県収入証紙により納付してください。

(4) 受付期間

平成20年7月10日(木)から7月24日(木)まで。
(平成20年7月24日(木)までの消印のあるものに限り受け

付けます。)

7 受験票の交付

受験申込書を受理したときは、受験票を交付します。

8 合格発表

受験者に対して、合否の通知を行うほか、合格者の受験番号を県のホームページに掲載します。また、県庁及び地方事務所にも掲示します。

9 試験結果の開示について

試験結果については、長野県個人情報保護条例（平成3年長野県条例第2号）第11条第1項ただし書の規定により、次のとおり口頭により開示を請求することができます。

なお、電話、はがき等による開示請求はできませんので、受験者本人が開示を行う場所に直接おいでください。

(1) 開示請求することができる試験結果

正答割合

(2) 開示する期間

試験合格発表日から1年間

(3) 開示を行う場所

長野県社会部長寿福祉課（県庁4階）

(4) 必要書類

本人であることを証明できる書類（運転免許証、健康保険の被保険者証、旅券等）を持参してください。

10 介護支援専門員実務研修について

この試験の合格者は、長野県介護センターが実施する介護支援専門員実務研修を受講することとし、順次、実務研修のご案内をします。

11 その他

(1) 各試験会場とも自家用車の駐車はできませんので、公共交通機関を利用してください。

(2) この試験に関する問い合わせは、長野県社会部長寿福祉課（電話：026-235-7121）に行ってください。

(3) この試験の実施に際して収集する個人情報は、この試験のために必要な範囲でのみ使用します。

長寿福祉課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成20年6月9日

長野県知事 村 井 仁

1 入札に付する事項

(1) 借入をする物品等及び数量

一般事務用パーソナルコンピュータ56台及び周辺機器一式

(2) 物品等の特質

入札説明書及び仕様書によります。

(3) 借入期間

平成20年8月1日から平成24年12月31日まで（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約）

(4) 借入場所

入札説明書及び仕様書によります。

(5) 入札方法

1月当たりの賃借額について行います。なお、落札者の決定

に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がAに格付けされている者であること。

(3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

(4) 借入物品等に関し、アフターサービス及びメンテナンス（保守及び管理）を迅速に行う体制が整備されている者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2

長野県農政部農地整備課

電話 026(235)7241

4 入札手続等

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成20年6月23日(月) 午前9時

イ 場所 長野県庁 西庁舎404号会議室

(3) 郵送による入札の可否

郵送による入札は、受け付けません。

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成20年6月19日(木)午後5時までに上記3の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

(5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(8) 契約書作成の要否

必要とします。

(9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。

5 その他

- (1) この入札に係る契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約です。この契約を締結した翌年度以降において、当該契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、長野県は、この契約を変更又は解除することができるものとします。
- (2) 詳細は、入札説明書及び仕様書によります。

農地整備課

公告

県営小海原地区土地改良事業計画を定めましたので、次のとおり縦覧に供します。

なお、この計画については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第6項の規定により、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に長野県知事に異議申立てをすることができます。

また、同条第7項の規定による決定に不服がある者は、同条第10項の規定より、長野県を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に異議申立て決定に対する取消しの訴えを提起することができます。

平成20年6月9日

長野県知事 村井 仁

- 1 縦覧に供する書類
県営小海原地区土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧の期間
平成20年6月10日から7月7日まで
- 3 縦覧の場所
南佐久郡小海町役場

農地整備課

公告

平成20年6月3日、駒ヶ根市駒ヶ根竜東土地改良区の定款変更を認可しました。

平成20年6月9日

長野県知事 村井 仁

農地整備課

公告

長野県梓川土地改良区の役員について、次のように就退任の届出がありました。

平成20年6月9日

長野県松本地方事務所長 鎌田 泰太郎

農地整備課

理事

新任

氏名	住所
上 條 信太郎	松本市大字和田788番地
丸 山 盛 芳	松本市大字和田1737番地
川久保 吉 郎	松本市大字新村1152番地
清 水 秀 一	松本市大字島内7101番地
高 橋 平 吉	安曇野市三郷温4658番地 1
三 沢 正 善	安曇野市堀金三田2644番地
小 裕 忠 一	安曇野市三郷明盛2677番地

重任

氏名	住所
赤 羽 寛	松本市大字神林3290番地
青 木 泰十郎	松本市大字新村714番地
濱 喜 八	松本市大字島立4848番地
船 坂 昭 司	松本市大字島内1826番地
樋 口 吉 史	松本市梓川梓2095番地
竹 内 茂 壽	松本市梓川倭2441番地 1
青 木 脩	松本市梓川倭1516番地 1
佐々木 正 勝	安曇野市三郷明盛1097番地 4
井 口 謙 司	安曇野市豊科952番地

退任

氏名	住所
大 槻 栄 造	松本市大字和田2649番地 1
長谷川 托 司	松本市大字和田3495番地
上 條 孝 徳	松本市大字神林10番地
小 野 義 孝	松本市大字島立368番地
務 台 久 彦	安曇野市三郷温677番地
丸 山 良 治	安曇野市堀金三田389番地
野 本 記 正	安曇野市三郷明盛3460番地 1

監事

新任

氏名	住所
百 瀬 文 夫	松本市大字和田2056番地
塩 原 利 文	松本市大字神林646番地
百 瀬 登 一	松本市大字島立3383番地
仁 木 親 志	松本市梓川梓1617番地
大 谷 直 壽	安曇野市豊科高家6258番地

重任

氏名	住所
竹 岡 尚 泰	安曇野市三郷温5705番地

退任

氏名	住所
窪 田 剛 久	松本市大字和田2117番地
岩 間 清 人	松本市大字新村3022番地 8
金 井 清 幸	松本市大字島内6621番地 2
鰐 川 辰 雄	松本市梓川梓2123番地
福 嶋 春 雄	安曇野市三郷明盛4344番地

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成20年6月9日

長野県立須坂病院長 齊藤 博

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等及び数量

別表のとおり

(2) 物品等の特質

仕様書のとおり

(3) 納入期限

平成20年10月31日

(4) 納入場所

長野県立須坂病院

(5) 入札方法

別表の調達物品ごとに入札に付し、それぞれ価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格(昭和59年長野県告示第60号)の別表の「物件の買入れ」の欄の等級区分が調達する物品ごとに別表の等級区分に示す等級に格付けされている者であること。

(3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領(平成11年4月1日付11管第35号)に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

(4) 調達をする物品等に関し、アフターサービス及びメンテナンス(保守及び管理)を迅速に行う体制が整備されている者であること。

(5) その他仕様書に記載されている技術的要件を満たす者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

須坂市大字須坂1332

長野県立須坂病院 事務部総務係

電話 026(246)5511

4 入札手続等

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 別表のとおり

イ 場所 長野県立須坂病院 北棟4階会議室

(3) 郵送による入札書の受領期限及び提出場所

ア 日時 平成20年6月26日 午後5時(必着)

イ 場所 須坂市大字須坂1332(郵便番号 382-0091)

長野県立須坂病院 事務部総務係

(4) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(5) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(7) 契約書作成の要否

必要とします。

(8) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。

5 その他

詳細は、入札説明書及び仕様書のとおりです。

(別表)

調達物品名	数量	入札及び開札の日時	等級区分
オーダリングシステム関連サーバ	一式	平成20年6月27日 午前10時	A
医事会計システムサーバ	一式	平成20年6月27日 午前10時30分	A
D P C 本格対応支援ソフト	一式	平成20年6月27日 午前11時	A

病院事業局

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成20年6月9日

長野県立総合リハビリテーションセンター所長

木下久敏

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等及び数量

別表のとおり

(2) 物品等の特質

仕様書のとおり

(3) 納入期限

平成20年9月30日

(4) 納入場所

長野市下駒沢618-1

長野県立総合リハビリテーションセンター

(5) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、

見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

- 2 入札に参加する者に必要な資格
次のいずれにも該当する者であることとします。
- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格(昭和59年長野県告示第60号)の別表の「物件の買入れ」の欄の等級区分がAに格付けされている者であること。
- (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領(平成11年4月1日付け11管第35号)に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 調達をする物品等に関し、アフターサービス及びメンテナンス(保守及び管理)を迅速に行う体制が整備されている者であること。
- (5) その他仕様書に記載されている技術的要件を満たす者であること。
- 3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先
長野市下駒沢618-1
長野県立総合リハビリテーションセンター 管理部総務課
電話 026(296)3953
- 4 入札手続等
- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札及び開札の日時及び場所
ア 日時 別表のとおり
イ 場所 長野県立総合リハビリテーションセンター
3階大会議室
- (3) 郵送入札の可否
郵送による入札は、受け付けません。
- (4) 入札者に要求される事項
この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成20年6月25日(水)午後5時までに上記3の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。
- (5) 入札保証金
政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
- (6) 契約保証金
政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
- (7) 入札の無効
規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。
- (8) 契約書作成の要否
必要とします。

(9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。

5 その他

詳細は、入札説明書及び仕様書のとおりです。

(別表)

調達物品名	数量	入札及び開札の日時
外科用X線テレビシステム	一式	平成20年6月30日(月) 午前11時
高圧蒸気滅菌装置	一式	平成20年6月30日(月) 午前11時30分

障害福祉課

公告

宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)第16条の2第1項の規定により長野県知事から委任された平成20年度宅地建物取引主任者資格試験を次のとおり実施します。

平成20年6月9日

財団法人不動産適正取引推進機構

理事長 望月 薫 雄

1 試験の日時

平成20年10月19日(日)午後1時から午後3時まで(宅地建物取引業法第16条第3項の規定により、国土交通大臣の登録を受けた者が行う講習を受講し、修了試験に合格した者で、試験の一部免除を受けようとするもの(以下「登録講習修了者」という。))については、午後1時10分から午後3時まで)

2 試験場所

次の(1)から(4)までのうち、いずれかの試験場所とします。ただし、登録講習修了者については、(2)の試験場所とします。

- (1) 信州大学工学部(長野市若里4-17-1)
(2) 信州大学全学教育機構(松本市旭3-1-1)
(3) 県立上田東高等学校(上田市常田3-5-68)
(4) 信州大学農学部(上伊那郡南箕輪村8304)

3 試験の内容

おおむね次の事項(登録講習修了者については、(1)及び(5)に掲げるものを除きます。)について行います。

なお、法令に関する出題は、平成20年4月1日現在の内容に基づいて行います。

- (1) 土地の形質、地積、地目及び種別並びに建物の形質、構造及び種別に関すること。
(2) 土地及び建物についての権利及び権利の変動に関する法令に関すること。
(3) 土地及び建物についての法令上の制限に関すること。
(4) 宅地及び建物についての税に関する法令に関すること。
(5) 宅地及び建物の需給に関する法令及び実務に関すること。
(6) 宅地及び建物の価格の評定に関すること。
(7) 宅地建物取引業法及び同法の関係法令に関すること。

4 試験の方法及び出題数

(1) 方法

択一式の筆記試験によります。

(2) 出題数

50問（登録講習修了者については、45問）

5 受験申込み

次のとおりインターネット又は郵送により申し込んでください。

(1) インターネットによる場合

ア 試験案内のホームページへの掲載

(7) 掲載期間

平成20年7月1日（火）から7月15日（火）まで

(4) 掲載場所

財団法人不動産適正取引推進機構ホームページ（<http://www.retio.or.jp>）

イ 申込期間

平成20年7月1日（火）午前9時30分から7月15日（火）午後9時59分まで

ウ 申込方法

(7) 財団法人不動産適正取引推進機構ホームページ（<http://www.retio.or.jp>）にアクセスし、受験申込み画面において必要な事項（登録講習修了者については、登録講習修了者証明書に記載されている登録講習機関の登録番号及び修了番号等を含む。）を入力してください。

(4) 顔写真ファイル（平成20年4月1日以降に撮影した無帽、正面向き、無背景でJPEG形式のもの）

エ 受験手数料

7,000円（財団法人不動産適正取引推進機構が指定したクレジットカードにより決済し、又は同機構が指定するコンビニエンスストアにおいて納入してください。事務手数料は、本人負担とします。）

(2) 郵送による場合

ア 試験案内及び受験申込書の配布

(7) 配布期間

平成20年7月1日（火）から7月31日（木）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日を除きます。）

(4) 配布場所

社団法人長野県宅地建物取引業協会各支部及び長野県の各地方事務所

イ 申込期間

平成20年7月1日（火）から7月31日（木）までの消印のあるものに限り受け付けます。

ウ 提出書類

(7) 受験申込書（受験手数料を納入したことを証する振替払込受付証明書又は銀行振込受付証明書をはったもの）

(4) 顔写真1葉（平成20年4月1日以降に撮影した無帽、正面向き、無背景で縦4.5センチメートル、横3.5センチメートル、ただし、顔の寸法は、頭頂からあごまでが3.2センチメートル以上3.6センチメートル以下の大きさのもの）

(9) 登録講習修了者については、登録講習修了者証明書

エ 受験手数料

7,000円（受験申込み前に、所定の振替用紙又は銀行振込用紙により、ゆうちょ銀行（郵便局）又は財団法人不動産適正取引推進機構が指定する銀行預金口座に払い込んでください。）

オ 郵送先及び郵送方法

社団法人長野県宅地建物取引業協会（郵便番号 380-0836

長野市南県町999-10 長野県不動産会館 電話 026-226-5454) あて、配達記録郵便で申し込んでください。

6 合格発表

(1) 発表の期日

平成20年12月3日（水）

(2) 発表の方法

長野県庁、長野県の各地方事務所並びに社団法人長野県宅地建物取引業協会本部並びに北信、上小、佐久、中信、上伊那、更埴、諏訪、飯田、須高及び茅野の各支部に合格者氏名を掲示するとともに、本人への合格証書の送付により行います。

7 試験に関する問い合わせ先

社団法人長野県宅地建物取引業協会

長野市南県町999-10 長野県不動産会館

電話 026-226-5454

建築指導課